

平成 26 年 5 月 21 日現在

機関番号：10101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23730051

研究課題名(和文)再建型倒産手続における労働法規範の構造

研究課題名(英文)The Application of Labor and Employment Law in Corporate Reorganization

研究代表者

池田 悠 (IKEDA, Hisashi)

北海道大学・法学(政治学)研究科(研究院)・准教授

研究者番号：00456097

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円、(間接経費) 780,000円

研究成果の概要(和文)：近年、大幅な法整備がなされた再建型倒産手続において、実際の事業活動に従事する労働者の取扱いは極めて重要な位置づけを占める。それにもかかわらず、これまで、再建型倒産手続の特殊性に着目した労働法研究は十分になされていない。そこで、本研究は、(a)労働関係の取扱い、(b)労働債権の取扱い、(c)労働者代表の手続的関与という観点から、比較法的見地を踏まえつつ、わが国の再建型倒産手続における労働法規範の構造を分析したものである。

研究成果の概要(英文)：In Japan, as a result of a series of recent legislative activities, there exist two distinct bankruptcy laws for corporate reorganization, Corporate Reorganization Act and Civil Rehabilitation Act. Although the treatment of employees is one of the most important aspects in corporate reorganization, there have been very few researches regarding the treatment of employees in corporate reorganization. This research is aimed at providing a comprehensive analysis on the application of labor and employment law in corporate reorganization by comparing Japan and the U.S., focusing on the treatment of labor relationships, of employees' claims and on the participation of employee representatives in corporate reorganization.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・社会法学

キーワード：社会法学 労働 倒産 労使関係 再建

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 再建型倒産手続においては、事業継続する「再建型」としての特殊性ゆえに、企業活動に不可欠な労働者の取扱いが極めて重要な位置づけを占める。それにもかかわらず、これまで労働法・倒産法いずれの側からも、十分な研究がなされているとは言い難い状況にある。

(2) 倒産時の労働関係に関する問題を総称する概念として「倒産労働法」がある。この「倒産労働法」は、「専門領域の垣根にわざわいされて、双方の領域の専門家から敬遠されてきた部分」と指摘されている。したがって、これまで「倒産労働法」自体、包括的な学術研究はほとんどなされていないが、一連の倒産法改正、バブル経済崩壊後の長期不況、いわゆるリーマン・ショックを経験した日本では、「倒産労働法」に対する関心がかつてない高まりを見せている。

(3) もっとも、近年法整備が進められた再建型倒産手続の独自性に着目した「倒産労働法」の学術研究は、未だ存在しない。従前の清算を中心とした倒産法秩序においては、倒産すなわち企業活動の終焉であって、再建型独自の考察を行う意義に乏しく、結果として、清算型に重要な労働債権保護に関心が集まり、再建型で重要な労働契約関係の処理に関しては、清算と対比される過程における散発的な議論にとどまる。本研究は、再建型倒産手続の整備に対し労働法側からの応答を目指しており、いわば「再建型・倒産労働法」分野を開拓する、日本初の本格的学術研究である。

## 2. 研究の目的

(1) 倒産手続では、労働者の取扱いが重要な一局面を構成する。具体的には、以下の2点が問題となる。第一は、労働契約関係から生じる、賃金等の債権の処理である(いわば、一債権者集団としての労働者の取扱い問題)。そして、第二は、倒産という究極の財政悪化状況で必須となる、労働者数や労働条件の見直しである(いわば、労働者の地位そのものの取扱い問題)。

(2) 日本の倒産法規範は、最近10年ほどに制定以来の抜本的法改正が立て続けに行われた。なかでも、従前の和議法に代わる平成12年の民事再生法制定・平成15年の会社更生法大改正を通じた再建型倒産手続の整備により、「清算」を中心とした従来の倒産法秩序から、「再建」を清算と並ぶ二本柱とする新たな倒産法秩序への転換が顕著に方向づけられている。

一連の再建型倒産手続の整備からは、既に社会経済の構成要素となっている企業活動を可能な限り存続させ、解体清算に伴う社会経済的損失を回避すべきとする政策意図が読み取れる。債権者にとっても、解体した企業資産売却益の配当よりも、一体としての事業から生じる収益力に基づく分配を受けた

方が、より多くの満足を得られる可能性が高い。さらに、当該企業に雇用された労働者にとっては、言うまでもなく解体清算よりも企業再建の方が、短期的にも(清算による全員解雇と比べ、少なくとも一定数の雇用は維持される)、長期的にも(再建が成功して企業の業績が回復すれば、労働条件向上の機会、再雇用や新規雇用の機会が増大する)、雇用維持の機会が増大し、有利である。すなわち、社会経済政策的な観点からも、総債権者の満足という倒産法政策的な観点からも、労働者保護という労働法政策的な観点からも、望まれていた再建型倒産手続が整備されたことで、企業再建目的での倒産手続の利用増加が見込まれる。

(3) 再建型倒産手続では、再建に向けて事業が継続されるため、企業活動に不可欠な存在である労働者は、単なる債権者集団の一員とは全く異なる利益状況に立たされる。したがって、近年の再建型倒産手続の整備によって、再建型倒産手続における労働者の特殊な利益状況に合わせつつ、再建型倒産手続の目的と調和された労働法規範の考察が必要とされている。

そこで、本研究は、比較法的見地も踏まえながら、わが国の再建型倒産手続における労働法の規範構造を分析し、解釈論・立法論両面から、課題の析出及び解決に向けた試論を提示することを目的とする。

## 3. 研究の方法

(1) 本研究は、再建型倒産手続の特殊性に着目した本格的な学術研究が、これまで行われていない現状を踏まえ、日本における再建型倒産手続及び労働法規範の構造を、沿革的な見地も踏まえながら考察する。その前提としては、清算型倒産手続や、未だ法的整理手続に入っていない段階にかかる詳細な検討も不可欠である。併せて、労働法規範に関しても、個別的・集団的労働法を総合した、現行労働法体系の包括的な理解が不可欠である。その過程では、いわば倒産手続固有の労働法規範である労働債権の保護や労働者代表の手続的関与、さらに一連の倒産法改正で整備された事業譲渡と清算を組み合わせた事業再建手法も、本研究課題においては必須の考察対象である。

(2) まず、日本の再建型倒産手続における労働法規範の構造を現状分析する。日本では、諸外国と異なり、再建型倒産手続において労働法規範を修正する明示的な規範は存在しない。もちろん、一連の改正を経た倒産法規範では、労働者代表の手続的関与を保障する条項など、労働者の存在に配慮した規定が随所に見られる。しかし、労働契約法の制定に見られる労働法規範の明確化、近年の倒産法規範の現代化改正にもかかわらず、労働法・倒産法の交錯領域にあって十分な研究は進められていない。そこで、立法的な沿革もたどりつつ、学説及び裁判例・判例を検討し、

日本の再建型倒産手続における労働法規範の構造の現状を分析する。

(3) 次に、本研究は比較法的手法を用い、日本の再建型倒産手続について、戦後一貫して母国となっており、法規制の枠組みが非常に類似しているアメリカを比較対象として考察する。アメリカは、再建型倒産手続の最先進国であり、1978年に諸外国に先駆けて連邦倒産法を全面改正したことで、1980年代後半以降の日本・諸外国における再建型倒産手続整備に当たって、常に範とされてきた。したがって、アメリカの法改正以来、四半世紀にわたる試行錯誤を考察することで、本研究に向けた有益な示唆を提供することができる。

(4) 最後に、本研究の取りまとめ作業を行う。第一に、日本における再建型倒産手続の構造を、事業譲渡による再建手法も念頭に置きつつ分析し、解釈論・立法論両面から課題の析出を行う。その際には、解釈論としての課題なのか、立法論としての課題なのか、的確に峻別して検討する必要がある。続いて、諸外国との比較法的見地に立って、日本が抱える課題につき、解釈論・立法論両面から、解決に向けた試論の提示を試みる。

#### 4. 研究成果

(1) 本研究は、再建型倒産手続において労働者の取扱いが極めて重要な位置づけを占めるにもかかわらず、これまで再建型倒産手続の特殊性に着目した労働法研究が十分になされていない現状に鑑み、比較法的考察の手法を用いながら、再建型倒産手続における労働者の取扱いを分析するものである。

(2) そこで、研究初年度は、日本法の現状分析および比較法研究の足がかりとなる準備的作業を行った。第一に、日本において、再建型倒産手続の特殊性に着目した本格的な学術研究が行われていないため、日本における再建型倒産手続および労働法規範の構造を、沿革的な見地を踏まえながら研究した。その上で、研究課題にかかる日本の現状を分析したことで、比較法的考察に向けての分析軸を獲得することができた。そして、日本法については、適宜研究成果の公表を行った。

第二に、次年度以降に予定している比較法的考察としてアメリカ法の研究を開始し、一部を成果として公表した。具体的には、アメリカにおける再建型倒産手続および労働法規範の構造をそれぞれ分析し、日本との比較法的考察を行うための前提条件を整えた。また、再建型倒産手続における労働法の適用関係を、判例・学説や立法に照らして考察することで、再建型倒産手続の再建目的と労働法の労働者保護目的との緊張関係をめぐるアメリカ法の分析を進めることができた。

これらは、日本法・アメリカ法を問わず、これまでに研究されたことのない領域を取り扱う研究であり、一部の成果を公表したことで、今後の学術研究に当たって有意義な基

礎的考察を提供できたものと思われる。

(2) そこで、研究二年目は、アメリカ法について、より掘り下げた包括的な研究・分析を試み、比較法的知見を獲得することに注力した。また、他方で、日本法についても、会社更生法の適用下でなされた整理解雇の有効性を争う下級審裁判例が2件相次いで登場したことを受けて、本研究課題との関連性に社会的な関心が集まるとともに、新たな論点も提供されたため、更に研究を深める必要が生じた。そのため、日本法に関しても、追加的な調査・研究を外国法研究に並行して行った。

また、研究成果の公表にも積極的に取り組み、公表できる程度に取りまとめができた論点を中心に、日本法・アメリカ法を問わず、多数の論文を公表したほか、本研究課題に関して第123回日本労働法学会大会での個別報告も行い、査読を受けた上で学会誌への投稿も許された。

これらは、労働法・倒産法双方の領域から、学説・実務を問わず高い関心と多くの反響を呼び、主要な研究成果は、平成24年度日本労働法学会奨励賞及び平成24年度倒産・再生法制研究奨励金(トリプルアイ・高木賞)を受賞し、労働法学・倒産法学双方から研究内容を高く評価されている。

(3) そして、研究三年目は、本研究を通じて獲得された研究成果を元に、本研究成果にかかる研究成果の取りまとめ作業を行った。まず、再建型倒産手続における労働法規範の構造に関し、比較法的手法を交えつつ、日本法の状況を分析するとともに、本研究課題を通して残された課題の析出を行った。ここでは、とりわけ倒産手続下での労働力調整という観点から検討を行い、解雇や労働条件変更にかかる課題につき、解釈論としての課題と立法論としての課題を峻別しつつ検討するよう留意した。加えて、本研究課題にかかる研究成果を広く還元する作業として、講演会における報告なども積極的に行った。

このほか、再建型倒産手続における労働法規範の構造を分析するには不可欠であるにもかかわらず、これまで実施されてこなかった周辺的な課題にかかる研究に対しても意欲的に取り組んだ。その結果、研究成果の一環として、倒産手続下における労働者代表の手続的関与に関する基礎的な考察結果も提供することができた。また、このような研究成果に関する取りまとめ作業を通じて、本研究課題に関連してなお考察不十分あるいは深く立ち入った考察が必要となる課題も析出されることになったため、今後の研究にかかる課題設定に向けた準備的な研究としての意味合いも持たせることができた。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計9件)

池田悠、倒産労働法、ジュリスト増刊新・法律学の争点シリーズ、査読なし、7号、2014年、256頁～257頁

池田悠、再建型倒産手続における労働債権の保護 退職金の取扱いを中心に、季刊労働法、査読なし、239号、2012年、67頁～76頁

池田悠、企業の再建と労働関係 再建型倒産手続における労働関係処理の日米比較を通じて、日本労働法学会誌、査読あり、120号、2012年、143頁～160頁

池田悠、会社更生手続下でなされた整理解雇の効力 日本航空(整理解雇)事件、論究ジュリスト、査読なし、2号、2012年、242頁～249頁

池田悠、会社更生手続における労働協約、日本労働研究雑誌、査読なし、624号、2012年、94頁～95頁

池田悠、再建型倒産手続における労働法規範の適用(5・完) 再建と労働者保護の緊張関係をめぐる日米比較を通じて、法学協会雑誌、査読なし、128巻11号、2011年、2837頁～2930頁

池田悠、再建型倒産手続における労働法規範の適用(4) 再建と労働者保護の緊張関係をめぐる日米比較を通じて、法学協会雑誌、査読なし、128巻10号、2011年、2550頁～2643頁

池田悠、再建型倒産手続における労働法規範の適用(3) 再建と労働者保護の緊張関係をめぐる日米比較を通じて、法学協会雑誌、査読なし、128巻9号、2011年、2232頁～2326頁

池田悠、再建型倒産手続における労働法規範の適用(2) 再建と労働者保護の緊張関係をめぐる日米比較を通じて、法学協会雑誌、査読なし、128巻8号、2011年、2035頁～2133頁

〔学会発表〕(計4件)

池田悠、倒産法制における労働者保護(日本法の問題状況)、日弁連法務研究財団北海道地区講演会、札幌市教育文化会館・札幌市(2013年7月2日)

IKEDA, Hisashi, "The Features of Labor and Employment Law in Japan", Károli Gáspár University of the Reformed Church in Hungary, Budapest, Hungary, 2013. MAR. 14th.

池田悠、労働契約法をめぐる解釈論上の諸問題 最近の裁判例を手がかりに、西村あさひ法律事務所講演会、西村あさひ法律事務所・東京都港区(2013年2月21日)

池田悠、企業の再建と労働関係 再建型倒産手続における労働関係処理の日米比較を通じて、日本労働法学会第123回大会個別報告、関西学院大学・西宮市(2012年5月20日)

〔図書〕(計5件)

池田悠ほか、弘文堂、倒産法の判例・実務・改正提言、2014年、411頁～434頁

池田悠ほか、商事法務、詳説 倒産と労働、2013年、155頁～180頁

池田悠ほか、労働問題リサーチセンター、環境変化の中での労働政策の役割と手法、2013年、76頁～93頁

池田悠ほか、商事法務、概説 倒産と労働、2012年、156頁～204頁

池田悠ほか、労働問題リサーチセンター、コーポレート・ガバナンスの変化と労働法の課題、2011年、199頁～214頁

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

池田 悠 (IKEDA, Hisashi)  
北海道大学・大学院法学研究科・准教授  
研究者番号：00456097

(2) 研究分担者

( )

研究者番号：

(3) 連携研究者

( )

研究者番号：